

八千代市宅地開発事業等に係る水道施設整備費に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市水道事業給水条例（平成9年八千代市条例第29号。以下「条例」という。）及び八千代市開発事業における事前協議の手続き等に関する条例（平成20年条例第26号。以下「事前協議条例」という。）等の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要領は、八千代市水道事業の給水区域内において、水道の給水を受けることとなる土地の造成又は建築物の建築に関し、水需要を刺激して、拡張事業の主な要因となる、大口需要者を対象に水道施設の整備拡充に要する費用の一部を負担願うことにより、水道料金が一般家庭に及ぼす影響を極力抑制し、一般家庭と大口需要者の負担の均衡を図ることにより安定した水道事業経営を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 条例第32条第1項に規定する「建築物」とは、給水を受けることとなる建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び土地に定着する工作物でプール、洗車場、コンクリートプラント及びこれらに類する施設をいう。

2 条例第32条第1項に規定する「計画一日最大給水量」とは、建築物に係る一日最大給水量であって、八千代市事業管理者（以下「管理者」という。）が算定する水量をいう。

3 八千代市開発事業技術指針第7章給水施設に規定する管理者との協議とは、事前協議条例第4条第1項に規定する事前協議条例の適用を受ける開発事業（以下「開発事業」という。）のものをいう。

(計画一日最大給水量の算定)

第4条 計画一日最大給水量の算定は、管理者が別に定める「業態別使用水量基準」により行うほか、この基準にない業態等については、類似した業態の使用水量実績等により行う。

(事前協議)

第5条 管理者は、開発事業を行う者（以下「事業者」という。）から給水に関する事前協議申請書（第1号様式）により協議の申請があったときは、開発事業に係る水道施設の整備及び帰属に関すること、並びに水道施設整備費の納入に関する事項について協議し、協議が整ったときは、事業者と協議書を取り交わすものとする。

2 前項の規定により協議書を取り交わした後において当該開発計画が変更された場合においては、新たに事前協議の手続を行うものとする。ただし、管理者が軽微な変更であると認めたときは、この限りではない。

(水道施設の計画及び整備)

第6条 開発事業に伴う水道施設の新設及び改良等の計画は、開発区域内の計画人口を基として、工事設計施工指針に基づき管理者が定めるものとする。

2 前項の計画に基づく施設の設計及び建設は、事業者が自己の費用により行うものとする。

(受水タンク以下の装置の水道メータ設置)

第7条 受水タンクを設置する建築物の場合において、受水タンク以下の給水対象が住宅の用途及び

第7条 受水タンクを設置する建築物の場合において、受水タンク以下の給水対象が住宅の用途及び住宅以外の用途との併設となる場合にあっては、それぞれ個別に水道メータを設置するものとする。
(設計審査)

第8条 事業者は、第6条第2項の規定により水道施設の設計をしたときは、配水管布設工事等設計審査申請書（第2号様式）に関係図書を添付して管理者に提出するものとし、管理者は、これを審査するものとする。誓約書及び設計書については未普及地域の配水管布設要領細則（以下「細則」という。）第2条第1項に規定する様式を準用するものとする。

2 事業者は前項の申請にあたり、未普及地域の配水管布設要領第5条第5項に該当する者を工事施行者として選定するものとする。

(設計審査事務費)

第9条 事業者は、前条第1項の設計審査に係る費用として設計審査事務費（以下、「事務費」という。）を負担するものとする。

2 事務費は、第6条第2項の規定により事業者が負担する施設建設費の5パーセントに相当する額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項に規定する事務費は、管理者が発行する納入通知書により発行日から起算して15日目を納期限の目途とする。

4 事業者は、管理者が前項の納付を確認するまで、工事に着手してはならない。

(工事施行)

第10条 事業者は、工事施行にあたり工事着手届等を管理者に提出するものとする。様式は、細則第3条の各号に掲げる規定する様式を準用するものとする。

(材料検査)

第11条 事業者は、工事着手前に配水管布設工事等材料検査申請書を管理者に提出し、第9条に規定する設計に係る工事用材料について、管理者の検査を受けるものとする。様式は、細則第4条に規定する様式を準用するものとする。

(配水管洗浄費)

第12条 事業者は、第6条第2項に伴い建設した配水管の洗浄に必要な净水に係る費用（以下「配水管洗浄費」という。）を負担するものとする。

2 配水管洗浄費は、管洗浄に要する水量に条例第23条に規定する工事及び臨時用に係る従量料金を乗じて得た額とする。なお、管洗浄に要する水量は、洗浄の対象となる配水管の容積に5を乗じた水量とし、小数点以下の端数は切捨て整数とする。1立方メートル未満となる場合においては1立方メートルとする。

3 前2項に規定する配水管洗浄費について、次条に規定する工事完成検査の日までに、管理者の請求により納入するものとする。

(工事検査)

第13条 事業者は、水道施設の工事が完成したときは、配水管布設工事完成検査申請書（第3号様式）に細則第5条第1項各号に掲げる図書を添付して管理者に提出し、管理者の工事完成検査を受けるものとする。

2 管理者は、前項の届出があった場合は提出書類及び現地確認による完成検査を実施し、完成を認める場合は工事完成認定通知書により通知するものとする。様式は、細則第5条第2項に規定する様式を準用するものとする。

3 工事施行者は、管理者から手直し指示等がある場合は、速やかに対応するものとする。

(完成後の施設の帰属)

第14条 第5条の規定に基づく事前協議の際管理者が指定した水道施設の帰属は、水道施設寄附採納願い書（第4号様式）により手続きを行うものとする。

2 事業者は、事業完了後速やかに、前項に規定する施設の移管手続きを行なうものとする。

(受納通知)

第15条 管理者は、前条の帰属手続きがなされたときは速やかに、水道施設の受納通知により通知するものとする。様式は、細則第7条に規定する様式を準用するものとする。

(水道施設整備費の減免)

第16条 土地区画整理事業の場合で、管理者が特に認めるものについては、水道施設整備費を減額し又は免除することができる。

ただし、保留地の処分後又は換地処分後あるいは仮換地の土地に該当する場合は除く。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、旧要領の規定に基づく事前協議が継続中のものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、旧要領の規定に基づく事前協議が継続中のものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第5条第1項）

年 月 日

給水に関する事前協議申請書

(宛先) 八千代市事業管理者

事業者 住所
氏名
電話番号

担当者
連絡先

下記により水道の給水の検討を願いたく協議します。

名称							
工事場所	八千代市						
事業目的	<input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 土地分譲 <input type="checkbox"/> 建壳分譲 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 雑居ビル						
事業規模	敷地面積 m ²	画 区画	地 数	住宅戸数	階建	棟	戸
給水年希望 月 日	年 月 日			施工事業者名			

給水装置工事に関する事項

工事の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造	給水方式	<input type="checkbox"/> 直圧	<input type="checkbox"/> 貯水槽	<input type="checkbox"/> 併用
給水管取出 口径	φ mm	水道メータ の口径	φ mm 個 合計	φ mm 個 合計	φ mm 個 合計
計画一日最大使用水量			ℓ (算出根拠は別紙で添付)	計画給水人口	人

配水管布設工事に関する事項

土地の現況	宅地 m ²	農地 m ²	山林 m ²	その他 m ²	計 m ²
土地利用計画	宅地 m ²	農地 m ²	山林 m ²	その他 m ²	計 m ²
	%	%	%	%	%

添付書類

- (1)位置図(2)公図写し(3)現況図(4)土地利用計画図(5)造成計画平面図(6)造成計画断面図
(7)給排水施設等計画平面図(8)建築計画平面図及び立面図(9)その他必要とする書類

配水管布設工事等設計審査申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

住所

申 請 者 名称

氏名

住所

工事施行者 名称

氏名

次の工事について設計審査を申請します。

1 . 工事名称						
2 . 工事場所						
3 . 設計金額						
4 . 工事概要	(1)配水管布設工					
	管種	口径	布設延長	仕切弁	排泥装置	金額
	φ	L=	基	箇所	円	
	(2)消火栓設置工					
配水管口径	種別	設置数			金額	
					円	
(3)給水管取出工						
管種	口径	取出箇所数				
(4)安全管理工					円	
(5)諸経費					円	
(6)工事価格					円	
(7)消費税相当額					円	
(8)合計金額					円	
5 . 添付図書	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約書 <input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 公図 <input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 利害関係者の承諾書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図 <input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input type="checkbox"/> その他 ()					(■は添付必須)

委任状

(代理人)

住 所

氏 名

電 話

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

1. 開発事業に係る水道工事に関する一切の権限

申請場所

令和 年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

印

配水管布設工事完成検査申請書

年　月　日

(宛先) 八千代市事業管理者

申 請 者 住 所
名 称
氏 名

工事施工者 住 所
名 称
氏 名

次のとおり完成検査を受けたいので申請します。

1 工事名称	
2 工事場所	
3 工事金額	円
4 添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 完成図(2) 出来高一覧表及び出来形図(3) 工事写真(4) 工事日報(5) 品質管理資料(6) その他
※設計変更等で当初設計に変更があるときは工事情算書を添付すること	

年　月　日

(宛先) 八千代市事業管理者

住 所

申 請 者 名 称

氏 名

印

水道施設寄附採納願い書

八千代市上下水道局給水に関する協議書第 条 項(年 月 日付)
の規定により下記施設を八千代市上下水道局に寄附しますので受納願います。また、施設採納
後においてこれに関する利害について異議の申し立てをいたしません。

記

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 採納物件

管種・口径及び布設延長

仕切弁

φ 50mm	基	φ 75mm	基	φ 100mm	基
φ 150mm	基	φ 200mm	基	φ 250mm	基

消火栓

地下式单口消火栓	φ mm	基
地下式双口消火栓	φ mm	基

排泥装置

φ 25mm	箇所	φ 30mm	箇所
φ 50mm	箇所	φ 75mm	箇所

空気弁

急排式空気弁

基